

「靴下ソムリエ資格認定試験公式テキスト」正誤表

1. p11:「第2章 繊維の分類とその性質」に掲載した図表を別添の図表と差し替えてください。
「天然鉱物繊維」に石綿がありますが、現在では使用されていないため削除しましたが、日本産業分類（JIS）に記載があり正確を期しました。
2. p22:冒頭にあります換算式の表のテックスからデニールに換算する係数が「0.09×テックス」とありますが、正しくは「テックス×9」です。

	【誤】	【正】
⇒	デニールに	デニールに
デニールから		
綿番手から	$\frac{5314.8}{\text{綿番手}}$	$\frac{5314.8}{\text{綿番手}}$
毛番手から	$\frac{9000}{\text{毛番手}}$	$\frac{9000}{\text{毛番手}}$
テックスから	0.09×テックス	テックス×9

3. p23:『番手換算表』の左側「綿糸番手標準」の見出項目に「デシテックス」の表示がありますが、正しくは「テックス」です。

【誤】

綿糸番手標準			
綿糸番手	毛糸番手	デニール	デシテックス
1	1.7	5314.8	590.5

【正】

綿糸番手標準			
綿糸番手	毛糸番手	デニール	テックス
1	1.7	5314.8	590.5

なお、テックスからデシテックスへの換算は10倍（×10）をして算出してください。

4. p62:第4章ソックス 3-6その他 1)の記述に誤解を与える点があり改めてください。

【誤】 ダブルシリンダ編機でリンクス柄を編成した場合、表糸が表面に出るが、裏糸が裏面に出る為、表糸と裏糸の色合わせが必要になる。

【正】 ダブルシリンダ編機でリンクス柄を編成した場合、裏目では表糸と裏糸の位置関係が逆転する為、表糸と裏糸の色合わせが必要になる。

5. p73:5. 消臭性の項 「4大悪臭」としての「アンモニア、硫化水素、メチルカプタン、トリメチルアミン」と記述しましたが、記述は「悪臭防止法」に言う生活環境における臭気を対象としたものです。繊維製品や衣料品のみを対象とした臭気成分を表すものではありません。従いまして本項を削除し以下の通り改めてください。

【正】 繊維製品向けに消臭機能を付与する場合、とくに衣料では汗臭に対する効果が求められている。汗臭はアンモニア、酢酸、イソ吉草酸という成分が原因である。汗そのものに臭いはほとんどない。黄色ブドウ球菌など、人間の皮膚に生息している菌が汗や皮脂を摂取し、排泄した分泌物が悪臭の原因となる。汗をかくということは、菌のエサが皮膚に増えることになるため、細菌が一気に増殖して「汗臭さ」になり、こうした細菌の死骸も悪臭のもととなる。衣料向け消臭素材は、アンモニア、酢酸、イソ吉草酸に「加齢臭」の原因物質である「ノネナール」を加えた4臭気への対応が求められている。

6. p 90 : 第 5 章パンティストッキング 4-1-1 ナイロン糸の性質の項 表中の『ナイロン 6』の下段の「熱の影響および燃焼の状態」の記述に印刷漏れがありました。以下の記述に変更してください。(ゴシック体の部分が欠落している部分です)

【正】軟化点：180℃ 溶融点：215～220℃ 溶融しながら徐々に燃焼する。冷えるとガラス玉のような硬い玉になる。自燃性なし。

7. 以下の部分に誤字、誤植がありました。修正をお願いします。

page	項	行目	修正箇所	正しい記述
9	2-4 兵庫県における靴下生産	8	大正 13 年 (1924 年) 関東大震災	大正 12 年 (1923 年) . .
15	2-2 ポリアミド系合成繊維	2	1936 年にアジピン酸と . .	1935 年 . .
25	1. 靴下の分類	7	フットカバー	フットカバー
31	パール編の編目の図		裏目 (上目・下針)	裏目 (上目・上針)
41	柄と編地の写真説明		⑩ レース柄	⑩ アイレット柄
〃	〃		⑪ ジッパー柄 (爪先上部切替え)	⑪ ゼッパー柄 (爪先上部切替え)
60	3-2 両頭針とスライダ	4	下目を作るときはその逆となる	上目を作るときは . .
69	(i) 脱色	2	染色工程 (フィックス処理) 等	削除
71	4 ③ 製品倉庫管理	5	埃や虫が発生できない	発生しにくい
108	8-2-1 ① 製品の保護。保全	4	品質を維持するのが包装の	「が」を取る
112	1-10 パンティストッキング 編機	4	糸切れれ防止や	糸切れ防止や
168	a (一般) 繊維用語 1017	—	演色整	演色性

以上

第二章 繊維の分類とその性質

繊維を分類すると天然繊維と化学繊維に大別され、繊維等の種類により細分化される。

天然繊維

分類	繊維等の種類	指定用語	
植物 繊維	綿	綿・コットン・COTTON	
	麻	亜麻	麻・亜麻・リネン
		苧麻	麻・苧麻・ラミー
	上記以外の植物繊維		「植物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語、 または商標に括弧をつけて付記したもの
動物 繊維	毛	羊毛	毛・羊毛・ウール・WOOL
		モヘア	毛・モヘア
		アルパカ	毛・アルパカ
		らくだ	毛・らくだ・キャメル
		カシミヤ	毛・カシミヤ
		アンゴラ	毛・アンゴラ
		その他のもの	「毛」の用語にその繊維を示す用語、 または商標に括弧をつけて付記したもの
	絹	絹・シルク・SILK	
上記以外の動物繊維		「動物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語、 または商標に括弧をつけて付記したもの	
鉱物 繊維	(石綿)	現在では使用が制限され、繊維製品品質表示規程から削除されている	

化学繊維

再生 繊維	ビスコース繊維	レーヨン・RAYON・ポリノジック
	銅アンモニア繊維	キュプラ
半合成 繊維	アセテート繊維	アセテート・トリアセテート・ACETATE
合成 繊維	ナイロン繊維	ナイロン・NYLON
	ポリエステル系合成繊維	ポリエステル・POLYESTER
	ポリウレタン系 //	ポリウレタン
	ポリエチレン系 //	ポリエチレン
	ビニロン繊維	ビニロン
	ポリ塩化ビニリデン系 //	ビニリデン
	ポリ塩化ビニル系 //	ポリ塩化ビニル
	ポリアクリルニトル系 //	アクリル (アクリルニトリルの質量割合が 85%以上) アクリル系 (その他のもの)
	ポリプロピレン系 //	ポリプロピレン
	ポリ乳酸繊維	ポリ乳酸
アラミド繊維	アラミド	
無機 繊維	ガラス繊維	ガラス繊維
	金属繊維	金属繊維
	炭素繊維	炭素繊維

羽毛	ダウン	ダウン
	その他のもの	フェザー、その他の羽毛

分類外 繊維	上記以外の繊維	「分類外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語、 または商標に括弧をつけて付記したもの
-----------	---------	--

【出典】消費者庁「繊維製品品質表示規程」(令和元年6月28日告示第2号)

【注】P164~166 参考資料編「日本工業規格 JIS 用語」の繊維用語は素材の定義を表している。